福祉団体等支援車両貸与事業実施要綱

社会福祉法人　郡上市社会福祉協議会

福祉団体等支援車両貸与事業実施要綱

（目的）

第１条　この事業は、郡上市内の福祉事業所を除く福祉団体等（ボランティア・サロン含む）が行事や研修に参加する際の後方支援として車両の貸出をすることを目的とする。

（事業の実施主体）

第２条　この事業の実施主体は、社会福祉法人郡上市社会福祉協議会とする。

（利用者）

第３条　この事業の利用者は、市内に住所を有し、次に該当する団体とする。

（１）地域に密着した活動を自発的かつ主体的に行う市内の福祉事業所を除く福祉団体等（ボランティア・サロン含む）

（２）その他、社会福祉法人郡上市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が必要と認めた団体。

（利用手続）

第４条　福祉車両の貸与を希望する団体（以下「申請者団体」という。）は、福祉団体等支援車両貸与申請書(様式第１号)により、会長に申請しなければならない。

２　会長は、前項の申請を受理したときは、申請内容を検討し要否について決定し、却下の場合は福祉団体等支援車両貸与却下通知書（様式第２号）により、申請団体に通知するものとする。

３　毎月１日に翌々月の予約受付を開始し、その日が土日及び祝日の場合は、その直後の平日（午前８時30分から午後５時30分）から受け付ける。

（利用の範囲及び期間・時間）

第５条　福祉団体等支援車両の貸与を受けた団体（以下「借受団体」という。）は、福祉団体等支援車両の利用にあたり福祉団体の活動以外の目的に使用してはならない。

２　福祉団体等支援車両の貸出期間は、２日以内とする。ただし、会長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

３　福祉団体等支援車両の引き渡し・返却時間は、原則月曜日から金曜日の午前８時30分から午後５時30分の間、大和庁舎駐車場にて行うこととする。

（費用の負担）

第６条　借受団体は、福祉団体等支援車両の利用にあたり使用した走行距離分の燃料代を負担するものとする。

ただし、大和地域以外の借受団体については、車両保管場所である大和庁舎から各地域の庁舎まで往復の距離を差し引いた走行距離分で燃料代を請求することとする。

八幡　　往復　２２㎞
白鳥　　往復　２０㎞
高鷲　　往復　４６㎞
美並　　往復　４６㎞
明宝　　往復　４８㎞
和良　　往復　６０㎞

（事故発生時の処理方法等）

第７条　借受団体は、福祉団体等支援車両の利用にあたり安全運転を心がけるものとする。

２　借受団体は貸与期間中に福祉団体等支援車両を滅失または損傷した場合は、直ちに会長に報告し、指示を受けなければならない。

３　会長は、借受団体の責めに帰する事由により福祉団体等支援車両を滅失または損傷した場合は、その相当額を求めることができる。

（貸与の管理）

第８条　会長は、福祉団体等支援車両の貸与状況を明確にするため、車両使用管理簿にて管理するものとする。

（使用車両）

第９条　貸与する福祉団体等支援車両は、トヨタハイエース（10 人乗り）岐阜　３０２　と　７７８１とする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、福祉団体等支援車両の貸与に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年７月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年６月１日から施行する。

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

この要綱は、令和７年９月１日から施行する。

この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。

(様式第１号)

社会福祉法人郡上市社会福祉協議会					
受付決裁印	事務局長	課　長	係　長	担　当	受　付
	担当係名　　地域福祉課			指示（回答・要・不要）	

福祉団体等支援車両貸与申請書

令和　　年　　月　　日

郡上市社会福祉協議会長　　様

団体名
代表者名
所在地
電　話
ＦＡＸ

使用責任者	氏　名			
	住　所		連 絡 先	
利用目的	□サロン活動　□ボランティア活動　□視察・研修　□外出 □その他（　　）			
行き先			利用人数 （運転手含む）	名
運転者 (免許証の写し)	氏　名			
	住　所		連 絡 先	
利用期間	自　　年　月　日（ ）　時　分から 至　　年　月　日（ ）　時　分まで			
請求書送付先	□申請者　□使用責任者　□運転手			
貸出中に事故があった場合、車両等の修理代をご負担いただく場合があります。 □説明を受けた				
※走行距離	出発時　　Ｋｍ　－　帰着時　　Ｋｍ　　Ｋｍ			
※出発地	□八幡（２２㎞）　□大和（０㎞）　□白鳥（２０㎞）　□高鷲（４６㎞） □美並（４６㎞）　□明宝（４８㎞）　□和良（６０㎞）			
※燃料代	走行距離　　Ｋｍ　×　　円　　円			
※備考				

備考：申請時に運転者の運転免許証の写しを添付。複数名で運転する際は、全員の免許証を添付。

※印は事務局記入

（様式第２号）

福 祉 車 両 貸 与 却 下 通 知 書

令和　　年　　月　　日

様

社会福祉法人　郡上市社会福祉協議会
会　長

年　　月　　日付けで申請のありました福祉車両の貸与につきましては、次のとおり却下となりましたので通知します。

団 体 名		行　先	
貸与期間	自　　年　　月　　日（　　）　　時　　分 至　　年　　月　　日（　　）　　時　　分		
却下の 理　由			

（様式第３号）

福祉団体等支援車両貸与記録票

利　　用　　日	令和　　年　　月　　日　（　　）	
団　　体　　名		
代 表 者 氏 名		
連絡先電話番号		
出 発 時 距 離	ｋｍ	
帰 着 時 距 離	ｋｍ	
車両確認欄		
貸　　与　　前	運転者	受付者
貸　　与　　後	運転者	受付者

福祉団体等支援車両貸与事業は、住民の皆様から頂いた「社会福祉協議会会費」で実施しています。
福祉団体等支援車両の利用料は無料ですが、燃料代は実費にてご負担願います。
なお、燃料代は、福祉団体等支援車両給油所（大和商事）単価にて、月末締めにて、ご請求させていただきます。
また、貸出中に起こった事故に関しまして、修理代等をご負担いただく場合がありますのでご了承ください。

郡上市社協

郡上市社協ロゴマーク

お問い合わせ先

社会福祉法人郡上市社会福祉協議会　地域福祉課

〒501-4607　岐阜県郡上市大和町徳永５８５番地

☎0575-88-9988　　FAX0575-88-3315